

(午後四時閉会)

樞密院

財政法案帝國議會へ提出の件外一件審査委員
会

昭和二十二年三月十三日(木曜日)樞密院
事務所において開会

出席者

清水議長

審査委員長

潮副議長

審査委員

林 榎 顧問官

河原 顧問官

大平 顧問官

河本 顧問官

西野 顧問官

小坂 顧問官

國務大臣

石橋大藏大臣

説明員

佐藤法制局次長

宮内法制局事務官

岩動法制局事務官

池田大藏次官

野田大藏省主計局長

諸橋書記官長

高辻事務官

鈴木事務官

(午前十時二十分開会)

潮委員長開会を宣し、財政法案及び会計法改正
法律案を議題に供す。石橋大蔵大臣より説明が
あり、終つて審議に移る。

林(頼)委員より(一)財政法案の第二條に、収入を定
義して、國の各般の需要を充たすための「とある」とあ
るが、不要ではないか、これを逆に言えば、國の各
般の需要を充たすため以外に支拂があるか。(二)
國會に暫定予算を提出する暇がない場合、暫定
予算が審議未了又は否決された場合の如き、予
算不成立を救い得るか。(三)継続費の規定は設け

なかつたのかの諸点につき、問ひ野田大蔵省主
計局長より(一)例え、大蔵省証券の発行による
収入の如きは、一時の金繰の意味で、収入の觀念
に入らぬものがあるので、収入についても本案
の如き定義を設けた。(二)この問題は、寧ろ憲法問
題と思ふ。實際上暫定予算は、前年度予算の中の
何分の一かを抽出したものである場合が多い
ので、暫定予算作成の困難は殆どない然し、御説
の如き場合がないことを保ち難く、その場合に
は、改正憲法の規定上は行き詰ることとなるの

で、国会と内閣との健全なる良識に基く協調に
よつて打開の途を講ずるの外はないものと思
う。(三)改正憲法に継続費の根拠規定はないが、そ
の觀念を排除するものではないと解せられる。
従て憲法第八十六條ではなくて、第八十五條の
國費を支出し、^つとあるのを根拠としたいと
考ふる旨の答弁があつた。

次に西野委員より、財政法案第二十六條の趣旨
について問ひ、野田大藏省主計局長より、国会裁
判所及び会計検査院の三個の独立機関に対し

ては、その予算を行政機関たる内閣が把握する
ことはその独立性を侵すものとの論があつた
が、又内閣に予算編成権がある以上、査定権をも
有するとの反対論もあり、本案の如き調整案に
落着いた旨の答弁があつた。

河原、河本の両委員より、会計法改正法律案第二
十五條につき、小切手に一々認証を要すること
としては、實際上極めて煩雜であり、國の支出が
従来より一層遲延する恐れがある、俸給の支拂
の如き定例的なものについて、除外する考へは

ないかとの問に対し、野田大藏省主計局長より、
その考えはない旨答弁があった。
その他兩件につき若干の質疑應答あり、終つて、
委員長より政府側の退席を求め、委員協議の結
果、全会一致可決すべき旨議決した。よつて潮委
員長、本日はこれ迄とし、閉会を宣す。
(午後二時四十五分閉会)

兩院の議決を経た国会法案審査委員会

昭和二十二年四月二日(水曜日)枢密院事

務所において開会

出席者

清水議長

潮副議長

審査委員長

林(賴)顧問官

審査委員